

# 山梨県公報

第七百六十七号

平成十九年

六月十一日

月 曜 日

## 目次

土地改良区の定款の一部変更の認可	四二七
県営土地改良事業の完了(三件)	四二七
都市計画事業の認可	四二七
都市計画事業の事業計画の変更認可	四二七
建築基準法に基づく道路位置指定	四二八
公告	
平成十九年度クリーニング師試験の実施	四二八
換地処分の実施(五件)	四二九
建築協定に加わる旨の届出	四二九
その他	
一般競争入札について	四二九

## 告示

**山梨県告示第二百三十二号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十九年六月四日徳島壇土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
 平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第二百三十三号

県営土地改良事業(三珠地区畑地帯総合整備)の工事は、平成十四年三月三十一日をもって完了した。  
 平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第二百三十四号

県営土地改良事業(大塚地区土地改良総合整備)の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。  
 平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第二百三十五号

県営土地改良事業(増穂地区畑地帯総合整備)の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。  
 平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第二百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十九年六月十一日

- 一 施行者の名称  
甲斐市 山梨県知事 横内正明

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画公園事業 三・三・三十一号 志麻の里公園

- 三 事業施行期間  
平成十九年六月十一日から平成二十三年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分 山梨県甲斐市島上条字原腰、山宮地地内
- 2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第二百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一

項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画公園事業 五・四・二号 押原公園

三 事業施行期間

平成十八年一月十二日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 山梨県中巨摩郡昭和町大字押越地内

2 使用の部分 なし

山梨県告示第二百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置

南アルプス市鏡中條字八幡二九六番九

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

四一・〇九メートル

公 告

● 平成十九年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成十九年十月十七日（水）午前九時三十分

二 試験場所

甲府市朝気一丁目二二 山梨県立男女共同参画推進センター

三 受験資格

クリーニング業法第七条第三項に規定する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

(四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）一枚

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はしないこと。）

3 受験願書受付期間

平成十九年八月二十日（月）から同月三十一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年八月三十一日までの消印のあるものは有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

5 試験科目

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区六 一工区）の換地処分を平成十九年五月二十二日実施した。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区六 二工区）の換地処分を平成十九年五月二十二日実施した。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区六 四工区）の換地処分を平成十九年五月二十二日実施した。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区六 五工区）の換地処分を平成十九年五月二十二日実施した。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区上神取工区）の換地処分を平成十九年五月十八日実施した。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

● 建築協定に加わる旨の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十五条の二第二項の規定により、双葉・響が丘（第二期）建築協定（建築協定認可第十九号）に加わる旨の届出があった。

平成十九年六月十一日

山梨県知事 横内正明

## その他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年六月十一日

山梨県工業技術センター所長 殿岡日吉

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

レーザーアブレーション質量分析装置 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十九年十月三十一日  
4 納入場所

山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

4 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十九年七月三十日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十九年六月十八日（月）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階 研修室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十九年六月十二日（火）から平成十九年七月二十日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県工業技術センター総務課（山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十九年七月三十一日（火）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階 研修室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十九年七月三十日（月）午後四時までに山梨県工業技術センター総務課（郵便番号四〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に到着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認められた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

免除

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Laser Ablation Mass Spectrometry

2 Date and time for tender

10:00AM July 31, 2007

3 Bureau in charge

General Affairs Section, Research Planning & Administration Division,  
Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center 2094 Otsu-machi  
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番